

八王子市排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱

第1 目 的

この要綱は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第10条第1項ただし書の規定に基づく下水排除者に対する排水設備設置義務の免除(以下「免除」という。)に関し、必要な事項を定め、もって、業務の統一的かつ適正な執行を図ることを目的とする。

第2 免除の要件

- 1 公共下水道管理者は、次の各号の要件を満たしている場合に、免除を行うことができるものとする。
 - (1) 免除に係る下水は、次に掲げるものであること。ただし、水洗便所から排除される汚水並びに炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される排水および事業活動で生じるすべての排水でこれに準ずるもの又はこれらの処理水を除く。
 - ア 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下同じ。)第2条第6項に規定する特定事業場(以下「特定事業場」という。)からの処理水。ただし、水質汚濁防止法施行令(昭和46年6月17日政令第88号。以下同じ。)第1条で定める別表第1に規定する施行番号72(し尿処理施設)及び令第3条の2に規定する(指定地域特定施設)のみを設置する特定事業場は除く。
 - イ アに規定する特定事業場であり、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「確保条例」という。)第2条第7号に掲げる工場及び8号に掲げる指定作業場等(以下「工場」・「指定作業場」という。)からの処理水。
 - ウ 間接冷却水、屋外プールの降雨時越流水等であって、排出先の水質汚濁に影響を与えないもの。
 - エ トンネル又は工事等で発生する湧水のうち、排除先である水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域(以下「公共用水域」という。)の管理者等から環境に資する用水として特に活用要請があるもの。
 - オ アからエまで以外の雨水・湧水等であって、特別の処理をしていないもの。
 - (2) 免除に係る下水の排除先が公共用水域であって、当該水域が将来にわたって確保され、かつ、その流末が法第2条第3号に規定する公共下水道(以下「公共下水道」という。)に接続していないものであること。ただし、雨水を排除することを目的とした分流式下水道、雨水管及び水路を免除に係る下水の排除先とすることはできない。
 - (3) 免除に係る下水の排除時の水質が、確保条例で定める下水処理場(新設)と同等

以上の水質であること。なお、一般項目のうち、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準で定める項目については、水域類型のA類型と同等以上の水質とする。（別記 別表1-1、別表1-2）

- (4) (3)の水質基準を恒久的・安定的に維持しうる処理施設を有するとともに、それらを良好に維持管理しうる技術的能力・体制を有すること。また、相当の期間（おおむね6ヵ月）、排水処理施設の機能が（3）の基準を満たしていることの実績があること。

ただし、特別の処理をしなくとも(3)の水質基準を満たすものはこの限りでない。

- (5) 免除に係る下水の水質状況を測定かつ記録できる次の監視体制を有すること。ただし、(4)のただし書きの適用を受けるものについてはこの限りでない。

ア 連続自動測定できるpH計及び有機性物質に関する汚染状態を連続自動測定することができる機器を設置していること。

イ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第7条第1項に規定する公害防止管理者の有資格者のうち、水質関係の公害防止管理者の資格を有する者又は確保条例第106条に規定する公害防止管理者の資格を有する者が専属していること。

- (6) 免除に係る下水と公共下水道に流入させる下水とは、排水系統を完全に分離し、その系統が容易に確認できる排水系統であり、かつ、放流設備の流末が公共用水域から公共下水道へ切り替えることができる構造であること。

- (7) 原水の量及び免除に係る下水の排除量が測定できること。

- (8) 免除に係る下水の処理により生じた汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理され、かつ、将来にわたってそれが継続されること。

- (9) 次に掲げる法令に基づく行政処分および行政指導を過去5年以内に受けていないこと。ただし、エ、オについては、排水もしくは水質に関する事項に限る。

ア 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

イ 下水道法（昭和33年法律第79号）

ウ 八王子市下水道条例（昭和41年条例9号）

エ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）

オ その他法令

- 2 1の場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは免除をすることができる。

第3 申請書の提出

- 1 新たに免除を受けようとする者は、排水設備設置義務免除申請書(新規)(別記 第1号様式)に、許可を受けようとする排水設備から排除される下水で、申請の日の前30日以内

に実施した第2、1 (3)に係る水質の項目又は物質についての水質試験報告書（別記 第2号様式）を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 免除期間満了後も引き続き免除を受けようとする者には、免除期間満了の日の30日前から10日前までの間に、排水設備設置義務免除申請書(継続) (別記 第1号様式)を提出させるものとする。
- 3 免除を受けたものが免除に関する次の事項を変更しようとする場合は、変更の40日前までに、排水設備設置義務免除申請書（変更）（別記 第1号様式）を提出させるものとする。

- (1) 事業場および工場の概要
- (2) 下水の種類
- (3) 処理方法
- (4) 下水の排除量
- (5) 排除の系統および箇所
- (6) 排除先公共用水域

第4 免除の決定通知

免除は、排水設備設置義務免除通知書(別記 第4号様式の例による。ただし、必要に応じ所要の補正を加えるものとする。)を申請者に交付して行うものとする。

第5 免除の条件

免除を行う場合には、原則として次の事項について条件を付するものとする。

- 1 第2、1 (3)の水質基準に関すること。
- 2 免除に係る下水の排水系統と公共下水道に流入させる排水系統(排水設備)との分離に関すること。
- 3 免除に係る下水の水質等の異常に備え、公共下水道へ排出先を切り替えられる装置等の設置に関すること。
- 4 処理施設等に発生した汚泥等の処理・処分に関すること。
- 5 原水の量及び排除量の種類別(水道水、工業用水、地下水等)測定に関すること。
- 6 日常の水質管理に関すること。
- 7 水質試験の実施に関すること。
- 8 水質試験の試料の採取時における下水道関係職員等の立会いに関すること。
- 9 日常の水質管理及び水質試験の方法に関すること。
- 10 公共用水域の管理者の許可に関すること。
- 11 免除に係る事項を変更する場合の申請に関すること。
- 12 第14の届出事項に関すること。

- 13 係員の立入検査、資料の提出及び報告に関すること。
- 14 免除の継続申請に関すること。
- 15 その他必要と認める事項。

第6 免除に付記する事項

免除を行う場合には、第5の条件のほか、次の事項を付記するものとする。

- 1 免除を受けた者が、偽りその他不正な手段により免除を受けたとき、免除に付した条件に違反したとき又は虚偽の報告をしたときは、法第38条の規定により免除を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は必要な措置を命ずることがあること。
- 2 関係法令の改正又はその他の事情により許可条件を変更することがあること。
- 3 審査請求ができること。

第7 免除の期間

- 1 「特定事業場」及び「工場」・「指定作業場」からの下水。
 - (1) 新たに免除を受けたときは、その免除を受けた日から1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
 - (2) 継続して免除を受ける場合は、免除を受けた日から3年間とする。
- 2 1以外の下水。
 - (1) 新たに免除を受けたときは、その免除を受けた日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。
 - (2) 継続して免除を受ける場合は、免除を受けた日から5年間とする。
- 3 1又は2により免除を受ける場合、下水を排除する予定期間がそれぞれの期間より短いときは、その予定期間の属する年度の末日とする。

第8 日常の水質管理

免除を受けた者には、免除に係る下水の水質に応じて日常の水質管理を行う項目又は物質を指定し、次の方法により測定させるものとする。また、その結果の記録を5年間保存させるものとする。

- 1 水素イオン濃度 pH計により連続自動測定すること。
- 2 有機性物質に関する汚染状態 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量と相関関係にある項目を測定できる機器により連続自動測定をすること。
- 3 生物化学的酸素要求量 14日を超えない排水の期間ごとに1回以上測定すること。
- 4 その他の項目又は物質 7日を超えない排水の期間ごとに1回以上測定すること。

第9 水質試験の実施

免除を受けた者には、第3、1の申請時の水質試験のほか、免除に係る下水の水質に応じて必要と認める項目又は物質を指定し、免除期間中は、免除を受けた日の属する月から3箇月間ごとに水質試験を実施させ、その翌月までに水質試験報告書(別記 第2号様式)を提出させるものとする。ただし、必要に応じてその回数を増減させることができる。

第10 水質試験の実施機関

第3、1及び第9の水質試験は、計量法(平成4年法律第51号)に規定する計量証明の事業の登録を受けた自己以外の事業所又は公的機関に行わせるものとする。

第11 日常の水質管理及び水質試験の試料の採取

- 1 試料の採取箇所は、免除に係る下水の排除口とする。排除口が複数ある場合には、それぞれの排除口で採取させるものとする。
- 2 試料の採取は、水質が一番悪化していると推定される日時に行わせるものとする。
- 3 その他採取方法は、日本工業規格K0094に定める方法により行わせるものとする。
- 4 水質試験の試料を採取させるにあたって必要と認めた場合は、下水道関係職員及び環境関係職員が立ち会うものとする。

第12 日常の水質管理及び水質試験の方法

日常の水質管理及び水質試験は、次に掲げる方法により行わせるものとする。

- 1 外観 日本工業規格K0102・8に定める方法
- 2 臭気 日本工業規格K0102・10・1に定める方法
- 3 水温 日本工業規格K0102・7・2に定める方法
- 4 その他の項目 排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づく「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法
又は物質

第13 汚泥の処理・処分状況の報告

第9の水質試験報告書を提出させる者には、汚泥の処理・処分状況報告書(別記 第3号様式)を併せて提出させるものとする。

第14 届出事項

- 1 新たに免除を受けた者には、免除を受けた日から30日以内に当該公共用水域の管理者から公共用水域に関する土地の占用又は流水の占用等の許可を受けさせ、その許可書を受け取った日から10日以内に届出書(別記 第9号様式)を提出させるものとする。
- 2 免除期間内に当該公共用水域に関する土地の占用又は流水の占用等の許可を引き続き受ける必要が生じた場合は、速やかに当該公共用水域の管理者から許可を受けさせ、

その許可書を受け取った日から10日以内に届出書(別記 第9号様式)を提出させるものとする。

- 3 排除施設の使用を免除期間内に休止し、若しくは廃止し、又は休止しているその施設の使用を再開しようとする者には、届出書(別記 第5号様式又は別記 第6号様式)を提出させるものとする。
- 4 免除の申請をした者が、氏名、工場もしくは事業場の名称または所在地を変更した場合は届出書(別記 第7号様式)を提出させるものとする。
- 5 免除申請した者の地位を相続、合併等により、承継した場合は届出書(別記 第8号様式)を提出させるものとする。

第15 監督処分等

免除を受けた者が、偽りその他不正な手段により免除を受けたとき、免除に付した条件に違反したとき、又は虚偽の報告をしたときには、法第38条の規定に基づき免除を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は必要な措置を命ずるものとする。

第16 標準処理期間

- 1 新規又は変更申請の場合
40日間
- 2 継続申請の場合
10日間

第17 その他

免除の承認にあたっては、河川環境関係部署及び公共用水域の管理者と密接な調整をとるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別表1-1) 水質基準表 一般項目

	公共用水域に排出される汚水
	許容限度 (単位mg/L) ただし(1)、(2)、(3)および(7)に掲げる項目を除く。
(1)水素イオン濃度 (水素指数)	6.5以上8.5以下
(2)外観	異常な着色又は発泡がないこと
(3)水温 [°C]	40以下
(4)生物化学的酸素要求量 (BOD)	2以下
(5)浮遊物質 (SS)	25以下
(6)大腸菌群数 [MPN/100mL]	1,000以下
(7)ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5
(8)ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類)	30
(9)全窒素	20
(10)全りん	1
(11)フェノール類含有量	5
(12)銅含有量	3
(13)亜鉛含有量	2
(14)溶解性鉄含有量	10
(15)溶解性マンガン含有量	10
(16)クロム含油量	2
備 考	
(2) 日本工業規格K0102.8に定める方法 (3) 日本工業規格K0102.7.2に定める方法 (6) 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示59号)の別表2(1)で掲げる測定方法 上記以外の項目 排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法	

(別表1-2) 水質基準表 有害物質項目

	公共用水域に排出される汚水
	許容限度 (単位mg/L) ただし(28)に掲げる項目を除く。
(1) カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03
(2) シアン化合物	シアンとして 1
(3) 有機燐化合物 (パリン、メチルパリン、メチルメトン、及びEPNに限る)	1
(4) 鉛及びその化合物	鉛として 0.1
(5) 六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5
(6) 砒素及びその化合物	砒素として 0.1
(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005
(8) アルキル水銀化合物	検出されないこと
(9) ポリ塩化ビフェニル	0.003
(10) トリクロロエチレン	0.3
(11) テトラクロロエチレン	0.1
(12) ジクロロメタン	0.2
(13) 四塩化炭素	0.02
(14) 1,2-ジクロロエタン	0.04
(15) 1,1-ジクロロエチレン	0.2
(16) シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
(17) 1,1,1-トリクロロエタン	3
(18) 1,1,2-トリクロロエタン	0.06
(19) 1,3-ジクロロプロペン	0.02
(20) チウラム	0.06
(21) シマジン	0.03
(22) チオベンカルブ	0.2
(23) ベンゼン	0.1
(24) セレン及びその化合物	セレンとして 0.1
(25) 1,4-ジオキサン	0.5
(26) ほう素およびその化合物	10
(27) ふっ素およびその化合物	8
(28) ダイオキシン類 [pg-TEQ/L]	10
備 考	
排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法。	
「検出されない」とは、上記の検定方法により汚水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

(第1号様式)

排水設備設置義務免除申請書 (新規・継続・変更)

平成 年 月 日

八王子市長 殿

申請者

住 所

氏 名

(名称)

電話番号

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき排水設備設置義務の免除について、次の通り申請します。

※整理番号		※受理年月日		※審査結果	
工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
免除申請期間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
▲前回の免除許可日及び番号 (継続の場合に限る)		平成 年 月 日付 第 号			
免除に係る下水の種類		工程排水 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ()			
排除先の公共用水域の名称					
排除施設工事 (設置済・設置計画)		着工(予定)年月日			
		完成(予定)年月日			
工場 又は 事業場 の 概 要	特定施設又は汚水発生施設の種類			※備考	
	有害物質使用の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
	△特定施設又は汚水発生施設の構造	別紙1のとおり。			
	△特定施設又は汚水発生施設の設備 (有害物質の使用がある場合に限る)	別紙1の2のとおり。			
	△特定施設又は汚水発生施設の使用 の方法	別紙2のとおり。			
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。			
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。			
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙5のとおり。				

1 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

- 備考
- ▲印の欄の記載については、継続申請の時のみ記入してください。
 - 継続申請の場合には、『排除施設工事』『工場又は事業場の概要』の欄への記入は要しません。
 - 特定施設又は汚水発生施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（汚水発生施設にあつては、名称）を記載してください。
 - 有害物質使用の有無の欄には、該当するものにレ印を記入してください。
なお、有害物質の使用がない場合には、別紙1の2の提出は要しません。
 - △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等 を利用してください。
 - 公害防止管理者の資格を証する書面の写しを添付してください。
 - ※印の欄には、記載しないでください。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4としてください。

参考

主要製品の名称・ 生産額及び出荷額	資本金		敷地面積	
	従業員数		作業場面積	
	業種		操業年月日	
	用途地域		操業時間	
	公害防止管理者	(国・東京都)登録番号 氏名 連絡先電話番号		
	処理・排除施設 管理責任者	所属 氏名 連絡先電話番号		

特定施設・汚水発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考 となるべき事項		

備考

- 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置について図面を利用して記載してください。
(添付第()図のとおり)
- 2 施設の構造等の変更、特定施設の増設及び一部廃止の場合は変更内容を対照してください。
(添付第()表のとおり)
- 3 その他参考となるべき事項の欄には、当該施設が有害物質を使用する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載してください。
(「別紙1の2を参照」と記載してください。)

特定施設・汚水発生施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考 となるべき事項		

備考

- 1 有害物質を使用する施設、汚水を発生する施設がない場合には、本様式の提出は要しません。有害物質を使用等する施設のみ記載してください。
- 2 配置の欄には、当該施設の設備の配置について図面を利用して記載してください。

参考

床 面		
周囲の構造		
点検内容・頻度等		

特定施設・汚水発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目（単位）	通常	最大	通常	最大
汚水等の量（ m^3 /日）		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載してください。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目(単位)	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量(m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載してください。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載してください。

排 出 水 の 汚 染 状 態 及 び 量

工場又は事業場における施設番号 (排水口の名称)					
排水水の汚染状態	種類・項目 (単位)	通 常	最 大	通 常	最 大
排水水の量 (m ³ /日)		通 常	最 大	通 常	最 大
その他参考となるべき事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該事業場の排水水に係る排出基準に定められた事項について記載してください。

用水及び排水の系統

用水及び 排水の系統	ア 事業場全体の配置 イ 給水系路 ウ 排出水の排出経路 (特定排水、間接冷却水を色分してください。) エ 雨水専用排水路 オ 処理施設の設置場所 カ 特定施設の設置場所 ア～カまでを記した図面を添付してください。		
用途別 用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ /日)
合 計			

(第2号様式)

水質試験報告書

平成 年 月 日

八王子市長 殿

申請者

住 所

氏 名

(名称)

電話番号

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

先に実施した水質試験の結果について、下記のとおり報告します。

※許可番号		※受理年月日		※審査結果	
工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
免除に係る下水の種類		工程排水 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ()			
下水への排除量		m ³ /日			
試料の採取箇所					
試料の採取日時		年 月 日 午前・午後 時 分			
採取時の天候		気温 ℃			
水質試験実施機関	実施機関名				
	計量登録番号 (濃度)	第	号		
	所在地				
	環境計量士氏名				
	計量登録番号	第	号		
	電話				
水質試験分析値		別添証明書のとおり。			

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(第3号様式)

汚泥の処理・処分状況報告書

平成 年 月 日

八王子市長 殿

申請者

住 所

氏 名

(名称)

電話番号

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

当事業場（工場）の処理施設等から発生する汚泥の処理・処分について、下記のとおり報告します。

※許可番号		※受理年月日		※審査結果	
工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
処理・処分方法					
発生汚泥量	期間	年 月 日 から		年 月 日まで	
	汚泥	t (含水率 %)			
	その他	t			
保管方法					
処分の委託先	処分業者名称				
	処分業者所在地				
	処分業者代表者氏名				
	登録番号	第			号
委託処分量		を		t	回/月程度
最終処分先					
産業廃棄物管理票 (A票・E票)		別添のとおり。			

- 1 処分業者の登録証の写し及び当該業者との契約書写しを添付すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

八王子市排水設備設置義務免除通知書

申請者

殿

公共下水道管理者

八王子市市長

印

平成 年 月 日付で申請のあった排水設備設置義務の免除について、下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

工場または事業場の 名称および所在地	
免除の排水系統	免除に係る排水系統は、別図の朱線部分とする。
免除の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

ただし、偽りその他不正な手段により免除を受けたとき、この免除に付した条件に違反し、又は虚偽の報告をしたと認められる時は、下水道法第38条の規定により免除を取消し、若しくはその条件を変更し、又は必要な措置を命ずることがあります。免除の取消しにより、公共下水道の改善が必要となった場合は、下水道法第19条で規定する工事負担金を賦課することもあります。

なお、関係法令の改正又はその他の事情により免除条件を変更することがあります。

(教示)

この決定に不服がある場合には、八王子市に対し、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。この場合の審査請求をすることができる期間は、この免除通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内です。

免除の条件

- (1) 免除の条件に係る下水の排除時の水質が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例で定める下水処理場（新設）と同等以上の水質であること。なお、一般項目のうち、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準で定める項目については、水域類型のA類型と同等以上の水質とする。
- (2) 免除に係る下水と公共下水道に流入させる下水とは、排水系統を完全に分離し、かつ、その系統が容易に確認できること。
- (3) 免除に係る下水の水質等の異常に備え、放流設備の流末が公共用水域から公共下水道へ排出先を切り替えられる装置等を設置すること。
- (4) 処理施設等に生じた汚泥等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき処理すること。また、所定の様式により、その処理・処分状況を（6）の水質試験の報告とあわせて報告すること。
- (5) 原水の給水量、取水量及び免除に係る下水の排除量が種類別（水道水、工業用水、地下水等）に測定できること。
- (6) 免除に係る下水に関して公共下水道管理者より日常の水質管理を指定された項目又は物質については、次の方法により測定すること。また、その結果の記録を5年間保存すること。ただし、公共下水道管理者が必要ないと認めた場合はその限りではない。

ア 水素イオン濃度	pH計により連続自動測定すること。
イ 有機性物質に関する汚染状態	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量と相関関係にある項目を測定できる機器により連続自動測定をすること。
ウ 生物化学的酸素要求量	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上測定すること。
エ その他の項目又は物質	7日を超えない排水の期間ごとに1回以上測定すること。
- (7) (5)のほかに免除に係る下水に関して、公共下水道管理者により指定された項目又は物質の水質試験を免除を受けた日の属する月から3箇月間ごとに行い、その翌月までに所定の様式により報告すること。ただし、公共下水道管理者が必要ないと認めた場合はその限りではない。また、公共下水道管理者が必要と認め、水質試験を指示したときは、直ちにこれを行って報告すること。
- (8) 日常の水質管理及び水質試験の試料の採取は次の方法によること。ただし、水質試験の試料を採取する場合には、公共下水道管理者の指定する係員が立ち会うことがある。

ア 試料の採取箇所は、免除に係る下水の排除口とする。排除口が複数ある場合には、それぞれの排除口で採取すること。また原水を公共用水域から取水する場合は、このほか、取水口においても採取すること。
イ 試料の採取日時は、水質が一番悪化していると推定される日時に行うこと。
ウ その他採取方法は、日本工業規格K0094に定める方法によること。
- (9) 日常の水質管理及び水質試験は、次に掲げる方法によること。

ア 外観	日本工業規格K0102・8に定める方法
イ 臭気	日本工業規格K0102・10・1に定める方法
ウ 水温	日本工業規格K0102・7・2に定める方法
エ その他の項目又は物質	排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づく「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法
- (10) 水質試験は、計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量証明の事業の登録を受けた自己以外の事業者又は公的機関に実施させること。
- (11) 占用等の許可の届出。
- (12) 新たに免除を受けた者は、免除通知書を受け取った日から30日以内に当該公共用水域の管理者から公共用水域に関する土地の占用又は流水の占用等の許可を受け、その許可証を受け取った日から10日以内にその許可証の「写し」を添え、所定の様式により届け出ること。
- (13) 免除期間内に、当該公共用水域に関する土地の占用又は流水の占用等の許可を引き続き受ける必要が生じた場合は、速やかに当該公共用水域の管理からの許可を受け、その許可証を受け取った日から10日以内にその許可証の「写し」を添え、所定の様式により届け出ること。
- (14) 免除を受けた事項を変更する場合は、所定の様式により変更申請すること。ただし、変更内容が軽微なものについては別途協議すること。
- (15) 排除施設の使用を免除期間内に休止し、若しくは廃止し、又は休止しているその施設の使用を再開しようとするときは、所定の様式により届け出ること。
- (16) 公共下水道管理者が実施する立入検査に協力すること。また、資料の提出又は報告を求めた場合は応じること。
- (17) 免除の継続を申請しようとするときは、免除期間満了の日の30日前から10日前までの間に排水設備設置義務免除申請書（継続）を提出すること。

(第5号様式)

排除施設使用廃止等届出書

平成 年 月 日

八王子市長 殿

申請者

住 所

氏 名

(名称)

電話番号

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

平成 年 月 日付 八 第 号で免除を受けた排除施設の使用を廃止（休止）したので、次のとおり届け出ます。

工場または事業場の名称		※整理番号	
工場または事業場の所在地		※受理年月日	
排除施設の設置場所		※備考	
使用廃止年月日 または使用休止期間			
使用廃止（休止）の理由			

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(第6号様式)

排除施設使用再開届出書

平成 年 月 日

八王子市長 殿

申請者

住 所

氏 名

(名称)

電話番号

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

平成 年 月 日付で使用の休止を届け出た排除施設について、使用を再開することとなったので、次のとおり届け出ます。

工場または事業場の名称		※整理番号	
工場または事業場の所在地		※受理年月日	
排除施設の設置場所		※備考	
再開予定年月日			
再開の理由			

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(第7号様式)

氏名等変更届出書

平成 年 月 日

八王子市長 殿

申請者

住 所

氏 名

(名称)

電話番号

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

排水設備設置義務免除を受けた排除施設に関して、氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	
変更年月日			※備考	
変更の理由				

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

参考

工場または事業場の名称	
工場または事業場の所在地	

(第8号様式)

承継届出書

平成 年 月 日

八王子市長 殿

申請者
住 所
氏 名
(名称)
電話番号
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

排水設備設置義務免除を受けた申請者の地位を承継したので、次のとおり届け出ます。

工場または事業場の名称		※整理番号	
工場または事業場の所在地		※受理年月日	
排除施設の設置場所		※備考	
承継年月日			
被承継者	氏名または名称		
	住所		
承継の原因			

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

参考

被承継工場または事業場の名称

(第9号様式)

公共用水域占用許可取得の報告

平成 年 月 日

八王子市長 殿

申請者

住 所

氏 名

(名称)

電話番号

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

平成 年 月 日付 八 第 号で免除を受けた排除施設から排出される下水について、公共用水域への排除が許可されたので報告します。

工場または事業場の名称		※整理番号	
工場または事業場の所在地		※受理年月日	
排除施設の設置場所		※備考	
許可年月日			
占用許可書	別添のとおり		

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。